

「インドネシアの子供の教育を救う会」

規 約

(名称)

第1条 この会は、「インドネシアの子供の教育を救う会」と称し、事務局を福岡市中央区今泉2-1-40-902に置く

(目的)

第2条 日本人との文化交流などを通じて、多くの方にインドネシアを理解してもらい、インドネシアの子供達の教育支援活動を行うことを目的とする

(事業)

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う

- ①インドネシアの文化・歴史・生活を紹介するイベント
- ②バザーその他による募金活動
- ③インドネシアの子供と日本人の子供との交流イベント
- ④インターネットによる情報提供、会報の発行

(会員)

この会は、次の会員によって組織する

1、この会に趣旨賛同するもの

(役員)

第4条 この会は、次の会員には次の役員を置く。

1、会長・・・1人（日本人）

2、副会長・・・2人（インドネシア人1名、日本人1名）

2、書記・会計・・・2人（インドネシア人1名、日本人1名）

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は次のとおりとする

1、会長はこの会を代表し、会務を統括する

2、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する

3、書記は会の議事録を作成する

4、会計は本会の歳入、歳出の事務にあたる

(役員の仕事)

役員の仕事は1年とする。役員が任期中に脱会した場合、直ちに補充する。

ただし補充された役員の仕事は前任者の残存期間とする

(会議)

第6条 この会の会議は次のとおりとする

1、定例会

定例会は会長・副会長・書記・会計・会員で構成し、会長が召集する。定例会はこの会に関することならびにその他に必要な事項について審議し、推進する

(経費)

第7条 この会の経費は年会費（3000円）及び賛同団体及び個人からの助成金・寄付金・その他の収入をこれに充てる

(会計年度)

第8条 この会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする

附則 この規約は平成15年7月1日より施行する